株主各位

東京都千代田区神田多町二丁目1番地

株式会社大盛工業

取締役社長 福 井 龍 一

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報 (電子提供措置事項) について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.ohmori.co.jp/topics/ (上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」 「テーマ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引 所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認 ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に 「大盛工業」または「コード」に当社証券コード「1844」を入力・検索 し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」 にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議 決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類を ご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

「書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年10月 24日(火曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「QRコード」または「ログイン ID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2023年10月24日(火曜日)午後5時30分までに議案に対する替否をご入力ください。

賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2023年10月25日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号 アートホテル日暮里 ラングウッド 2階 飛翔の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第57期(2022年8月1日から2023年7月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第57期 (2022年8月1日から2023年7月31日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブ サイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲 載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあ わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第24条の規定に基 づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際 して監査をした対象書類の一部であります。

ご来場の株主様の感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主様個人の ご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方は来場をお控え くださいますようお願い申しあげます。

事業報告

(2022年8月1日から) 2023年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類移行に伴い、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直す傾向にあるものの、ウクライナ情勢の長期化や世界的な金融引き締め等による海外経済の減速により、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

国内建設市場におきましては、国土強靭化計画等に基づく防災・減災対策関連公共投資が底堅く推移し、東京都における上・下水道設備の建設におきましても、耐震化工事・浸水対策工事等の発注が継続して行われております一方、幅広い品目にわたる建設資材価格の上昇や労務費の高騰等の建設コスト増加の影響により、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループの主力の建設事業におきましては、 受注力の強化及び受注基盤の拡大を図るべく、得意とする上・下水道工事 のほか、河川の護岸耐震工事、高速道路における橋脚耐震工事等の受注に も積極的に取り組むとともに、完成工事総利益増加に向け、工事施工日数 の短縮、工事コスト削減等の徹底に注力してまいりました。

不動産事業等における不動産販売・賃貸事業におきましては、保有不動産の販売を進めるとともに、利回りの優良な不動産物件の新たな取得を行うほか、手持ち賃貸物件の入居率の向上に向けた営業活動に注力してまいりました。

また、OLY機材リース事業につきましては、OLY機材の製作・出荷・整備を茨城県小美玉市に所在する当社茨城工場より行うことから、東北・関東圏を主軸とした営業活動を展開してまいりましたが、OLYを採用した路面覆工工事の施工が中部、近畿、中国・四国、九州圏におきましても拡張してまいりましたことを受け、関東以南エリアにおける利便性、サービスの向上を図るとともに、当該エリアにおける受注、売上高増加に向けた営業活動を強化するため、愛知県に「名古屋OLY営業所」を開設いたしました。

通信関連事業におきましては、売上高及び売上総利益の増加を目指し、

通信所内設備の保守運用業務の新規案件の獲得、新たな工種の受注に取り 組んでまいりました。

その他事業におけるクローゼットレンタル事業につきましては、レンタル収益の増加を目指し、稼働率向上に向けた宣伝、営業活動を継続してまいりました。

以上の結果、売上高は6,054,025千円(前期比15.4%増)、営業利益は451,735千円(前期比43.8%増)、経常利益は433,492千円(前期比36.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は293,239千円(前期比15.0%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(建設事業)

建設事業におきましては、受注高3,892,661千円(前期比27.9%減)、 売上高4,410,061千円(前期比24.3%増)、セグメント利益(営業利益)244,910千円(前期比62.4%増)となりました。

(不動産事業等)

不動産事業等におきましては、不動産物件の売却並びに賃貸収入、O LY機材のリース販売等により売上高1,298,617千円(前期比6.6%減)、 セグメント利益(営業利益)169,464千円(前期比14.8%増)となりま した。

(通信関連事業)

通信関連事業におきましては、NTT局内の通信回線の保守・管理業務等により売上高373,116千円(前期比17.7%増)、セグメント利益(営業利益)47,606千円(前期比203.3%増)となりました。

(その他)

その他事業におきましては、クローゼットレンタル事業により売上高 5,098千円(前期比11.5%増)、セグメント損失(営業損失)10,245千 円(前期は13千円のセグメント損失)となりました。 当連結会計年度の主な受注工事、主な完成工事及び事業別の受注高・ 売上高・繰越高は、次のとおりであります。

イ. 主な受注工事

発 注 元	工 事 名 称	施工場所
東京都下水道局	北区王子五丁目、神谷一丁目付近 再 構 築 工 事	北 区 王 子 五 丁 目 、 神谷一丁目、豊島八丁目
東京都下水道局	北区東十条二、三丁目付近再構築工事	北区東十条二、三丁目
東京都下水道局	荒川区西尾久四丁目、北区昭和町 一 丁 目 付 近 再 構 築 工 事	荒川区西尾久二、四、 五丁目、北区昭和町 一丁目、東田端二丁目

ロ. 主な完成工事

発 注 元	工 事 名 称	施工場所
東京都下水道局	港区海岸二、三丁目付近再構築その2工事	港区海岸二、三丁目
東京都水道局	江東区南砂二丁目地先下水道管 (400mm)補修工事	東京都江東区南砂二丁目5番地先
東京都財務局	車両基地撤去工事(3築-1)	東京都中央区築地五丁目地 内及び同区築地六丁目地内

ハ. 事業別の受注高・売上高・繰越高

(単位:千円)

区			分 前期繰越高 当期受注源			前期繰越高 当期受注高 当期売上高		
建	設	事		業	5, 108, 849	3, 892, 661	4, 410, 061	4, 591, 449
不動	産	事	業	等	-	1, 265, 749	1, 265, 749	_
通信	関	連	事	業	-	373, 116	373, 116	_
そ	0)		他	-	5, 098	5, 098	_
合			計		5, 108, 849	5, 536, 625	6, 054, 025	4, 591, 449

(注) 当期受注高及び当期売上高は、不動産事業等においてセグメント間取引高32,868千円 を控除して算出しております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、141,987千円であります。その主なものは、名古屋OLY営業所開設による設備投資及びOLY事業のリース材の製作における設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの借入により4,520,000千円の調達を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第 54 期 (2020年7月期)	第 55 期 (2021年7月期)	第 56 期 (2022年7月期)	第 57 期 (当連結会計年度) (2023年7月期)
受	注	高(千円)	6, 703, 255	3, 032, 960	7, 095, 711	5, 536, 625
売	上	高(千円)	5, 187, 425	4, 954, 536	5, 244, 819	6, 054, 025
親会社当	上株主に帰加 朝 純 系	属する(千円) 山 益(千円)	337, 360	243, 236	254, 910	293, 239
1株当	首たり当期組	純利益 (円)	22. 74	16. 39	17. 07	19. 04
総	資	産(千円)	9, 145, 667	8, 854, 145	9, 538, 312	11, 406, 497
純	資	産(千円)	4, 142, 897	4, 303, 021	4, 481, 719	5, 144, 737
1株	当たり純資	資産額(円)	275. 41	284. 77	294. 43	289. 36

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出して おります。

② 当社の財産及び損益の状況

区			分	第	54	期	第	55	期	第	56	期	第 (当 []]	57 事業年	期 :度)
				2020	年7.	月期	202	1年7.	月期	2022年7月期			2023	3年7.	月期
受	注	高	(千円)		5, 66	6, 262		2, 10	8, 854		4, 87	2, 041		3, 93	0, 955
売	上	高	(千円)		4, 21	6, 361		3, 96	3, 558		3, 93	8, 211		4, 00	7, 078
当 期	月純	利益	(千円)		25	9, 157		19	3, 189		27	6, 935		23	5, 745
1 株当	当たり当	4期純利	益(円)			17. 47			13. 02			18. 55			15. 30
総	資	産	(千円)		8, 85	3, 019		8, 31	2, 972		8, 70	7, 329		10, 64	9, 988
純	資	産	(千円)		4, 07	4, 476		4, 18	4, 555		4, 38	5, 278		4, 99	0, 802
1株	当たり	純資産	額(円)		2	70. 80		2	76. 79		2	87. 98		2	80. 57

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出して おります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況
 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会				10首	万円	100.0%	NTT局内設備の運用及び保守
井口建	設株式	式会社		30首	万円	100.0%	建設工事の受注、施工
港シビ	ル株式	式会社		20首	万円	100.0%	建設工事の受注、施工

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

建設業界を取り巻く環境は、国土強靭化に基づく防災・減災対策関連工事が今後も堅調に発注されることが期待される一方、建設技術者及び建設労働者不足の問題、建設資材高騰の影響等のほか、建設2024年問題の対応(労働環境の整備)といった課題を抱えております。

また、当社グループが行う東京都における上・下水道設備の老朽化施設の 更新工事、豪雨対策工事等につきましても、工事の発注は堅調に行われているものの、当該工事の受注競争が一層熾烈化している状況から、厳しい経営 環境が今後も継続することが予測されます。

このような環境において、当社グループが行う各事業における当面の課題 及び対応につきましては以下の方針に基づき実施していく予定です。

建設事業におきましては、東京都からの受注のみに依存する経営リスクへの対応及び受注競争が熾烈化する状況における収益基盤の確保・拡大を図るための施策として、上・下水道工事以外の新たな土木事業分野における受注に今後も積極的に取り組んでまいります。

また、2024年4月1日より適用が開始する時間外労働の上限規制への対応並びに次世代を担う若手人材を確保しやすい労働環境の整備を進めるとともに、施工管理技術者及び施工労働者の確保が難しい状況の解消並びに受注基盤の拡大に向け、首都圏において当社と競合しない公共土木事業を展開し、かつ優秀な技術、管理技術者等を有する建設会社の取得(子会社化)につきましても、今後も積極的に取り組んでまいります。

不動産事業等における不動産販売、賃貸事業につきましては、今後も高利

回り、安定した収益が期待される物件の取得を継続するとともに、保有する 物件の販売も継続し、不動産事業等売上高、不動産事業等総利益の増加を目 指してまいります。

また、OLY機材のリース事業につきましては、東北・関東圏における受注・売上高の更なる増加に向けた営業強化を継続するとともに、名古屋OLY営業所を基軸とした関東以南エリアにおける販売強化に注力してまいります。

通信関連事業につきましては、売上高及び売上総利益の増加を図るため、 保守・管理業務の新規案件の獲得、新たな業務の受注に今後も注力してまいります。

その他事業におけるクローゼットレンタル事業につきましては、利用顧客 数の増加に向けた宣伝、営業活動を今後も継続してまいります。

当社グループは、長年培ってまいりました技術の集積により競争力を高めていくと同時に、株式公開企業としての社会的責任を認識し、コンプライアンス体制を重視するとともに、実効性のある内部統制システムの整備・充実を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容(2023年7月31日現在)

当社グループは建設事業、不動産事業等、通信関連事業及びその他として クローゼットレンタル事業等を行っております。

	事	業	区	分		事 業 内 容			
建		設	事		業	建設工事の受注、施工			
不	動	産	事	業	等	不動産の売買・賃貸等、太陽光発電設備の販売、OLY リース			
通	信	関	連	事	業	通信回線の保守・管理等			
そ		0	0		他	クローゼットレンタル事業			

(6) 主要な営業所及び工場(2023年7月31日現在)

① 当 社

本			店	東京都千代田区神田多町二丁目1番地 神田進興ビル8階
葛	飾	支	店	東京都葛飾区水元三丁目15番8号
名古	屋OI	Y営	業所	愛知県海部郡蟹江町桜四丁目65番地
茨	城	エ	場	茨城県小美玉市川戸1543番地

(注) 2023年6月30日付にて新たに名古屋OLY営業所を開設いたしました。

② 子 会 社

株式会社東京テレコ ムエンジニアリング	本社(東京都新宿区)
井口建設株式会社	本社 (山梨県上野原市)
港シビル株式会社	本社(東京都港区)

(7) 使用人の状況(2023年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	事	業	区	分		使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
建	彭	殳	事	:	業				85名	10名増
不	動	産	事	業	等				20名	2名増
通	信	関	連	事	業				25名	0名
全	社		(共	j	重)				10名	3名減
	合 計					140名	9名増			

(注) 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
76名	9名増	39. 6歳	9.4年

(8) 主要な借入先の状況(2023年7月31日現在)

		借		入		先			借 入 額
株	式	会	社	東	日	本	銀	行	1,306,079千円
株	式	会	社	=	f	葉	銀	行	1, 270, 023千円
さ	わ	や	か	1	Ħ	用	金	庫	691, 421千円

2. 会社の現況

- (1) 株式の状況(2023年7月31日現在)
 - ① 発行可能株式総数

50,555,000株 普通株式 : 50,000,000株

A種優先株式: 277,500株 B種優先株式: 277,500株

② 発行済株式の総数

17, 522, 849株 普通株式 : 17, 522, 849株

 A種優先株式:
 一株

 B種優先株式:
 一株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,550,000株増加しております。

③ 株 主 数 13,378名

④ 大株主(上位10名)

株	E 名	持	株	数	持	株	比	率
				株				%
WINBASE TECHNO	LOGIES LIMITEI		1, 041	1, 500			5	. 95
高 野	廣	:	626	6, 700			3	. 58
マイルストーン・キャ 株 式	ピタル・マネジメント 会 社		530), 830			3	. 03
株式会	± プ ラ ス		280), 802			1	. 60
有 限 会 社	広 栄 企 画		228	358			1	. 30
石 原	膀	:	198	3, 000			1	. 13
上田八木短	資 株 式 会 社		193	3, 100			1	. 10
大場	健 –		127	7, 900			0	. 73
BNYM SA/NV FOR I			119	9, 944			0	. 69
大盛工業 1	设 員 持 株 会		116	5, 377			0	. 66

⁽注) 持株比率は、自己株式(17,565株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年7月31日現在)

会社における地位	Į	夭		担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長	福	井	龍	_	井口建設株式会社 代表取締役会長
取締役会長	山		伸	廣	山口文化財団株式会社 代表取締役 学校法人山口総合学園理事長
取 締 役	栗	城	幹	雄	O L Y 本 部 長 土 木 副 本 部 長
取 締 役	織	Ħ		隆	土 木 本 部 長 港シビル株式会社 代表取締役社長
取 締 役	及	Ш	光	広	経 営 管 理 本 部 長 井口建設株式会社 監査役 港シビル株式会社 監査役
取 締 役	尾	﨑	忠	弘	事業 開発 本部 長株式会社東京テレコムエンジニアリング取
取 締 役 (監査等委員)	熊	谷	恵	佑	熊谷公認会計士事務所代表 Sincere Accounting Consulting Asia Co., Ltd. 代表取締役 株式会社シンシア会計コンサルティングジャパン代表取締役 公認会計士・税理士
取 締 役 (監査等委員)	Ξ	浦	暢	之	公認会計士三浦暢之事務所代表 TIS 税 理士 法 人 代 表 社 員 公 認 会 計 士 · 税 理 士
取 締 役 (監査等委員)	池	Ħ	裕	彦	池 田 裕 彦 法 律 事 務 所 代 表 弁 護 士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)熊谷恵佑、三浦暢之、池田裕彦の3氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)熊谷恵佑氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 取締役(監査等委員)三浦暢之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役(監査等委員)池田裕彦氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、取締役(監査等委員)3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システム を通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要と しないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、 損害賠償請求された場合、保険金の支払限度額の範囲内で損害賠償金及び 争訟費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
 - 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在 任年数に応じて他社水準を参考にしたうえで、当社業績、当社従業員 の給与水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。
- b. 業績連動報酬等(金銭報酬・賞与)並びに非金銭報酬等(株式報酬型ストック・オプション)の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を

含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその数値は、中期経営計画と整合するように計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、取締役が、当社株価の上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主様と共有し、当社の企業価値向上に対する貢献意欲を高めるために株式報酬型ストック・オプションとし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に相当する株式数をストック・オプションとして毎年、一定時期に付与する。

c. 基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等(金銭報酬・賞与)の 額、非金銭報酬等(株式報酬型ストック・オプション)の額の取締 役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬の割合については、基本方針のとおり、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各職責を踏まえた最も適切な支給割合となるように決定するものとし、その客観性・妥当性を担保するために、当社と同業種・同規模の他社における役位別の報酬割合と報酬額をベンチマークとし、併せて当社の財務状況を踏まえたうえで決定する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の報酬額については、その決定過程において客観性、公正性を担保する必要があるため、取締役会決議に基づき代表取締役社長福井龍一がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限に基づき、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成に関して各取締役が果たした役割、貢献度合いなどを勘案して、各取締役の基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等(金銭報酬・賞与)の額、非金銭報酬等(株式報酬型ストック・オプション)の額を決定する。

ロ. 取締役に支払った報酬等の総額

		対象となる	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額 千円				
区	区 分 役員の員数 人		千円	基準報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 ストック・オプション (新株予約権)		
(監査等委	締 役 委員を除く) 外取締役)	6 (-)	81, 170 (—)	77, 250 (—)	3, 920 (—)	(-)		
(監査	締 役 等委員) 外取締役)	3 (3)	13, 020 (13, 020)	12, 600 (12, 600)	420 (420)	(-)		

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2015年10月27日 開催の第49回定時株主総会決議において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、当該株主総会決議において、取締役(監査等委員であるものを除く。)のストック・オプションとしての報酬額を上記年額200,000千円(ただし、使用人分給与は含まない。)の報酬限度額の範囲内とする旨を決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は6名であります。
 - 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額50,000千円以内と決議いただいております。また、当該株主総会決議において、監査等委員である取締役のストック・オプションとしての報酬額を上記年額50,000千円の報酬限度額の範囲内とする旨を決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名であります。
 - 4. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業 年度の当社の営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業 年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。 業績連動報酬等の額の算定方法は、営業利益の目標達成率のほか、従業員賞 与とのバランスや株主還元等も加味して算出しております。

当連結会計年度の当社グループの営業利益は、451,735千円でした。

⑤ 社外役員に関する事項

おります。

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 取締役(監査等委員)熊谷恵佑氏は熊谷公認会計士事務所の代表及び Sincere Accounting Consulting Asia Co., Ltd. の代表取締役並びに株 式会社シンシア会計コンサルティングジャパンの代表取締役を兼務して

なお、当社と熊谷公認会計士事務所及びSincere Accounting Consulting Asia Co., Ltd. 並びに株式会社シンシア会計コンサルティングジャパンとの間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)三浦暢之氏は公認会計士三浦暢之事務所の代表及びTIS税理十法人の代表社員を兼務しております。

なお、当社と公認会計士三浦暢之事務所及びTIS税理士法人との間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)池田裕彦氏は池田裕彦法律事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と池田裕彦法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要				
	取締役会(15回開催)	15回出席			
	監査等委員会(6回開催)	6回出席			
取締役(監査等委員) 熊 谷 恵 佑	主な活動内容としては、当社の期待する公認会計士としての専門的見地から各種助言・提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、各監査等委員の認識共有を図り、監査等委員会における監査全体のまとめ役としての役割を果たしております。				
	取締役会(15回開催)	15回出席			
取締役(監査等委員)	監査等委員会(6回開催)	6回出席			
三浦暢之	主な活動内容としては、当社の期待する公認会計士・ 税理士としての専門的見地から、各種助言・提言を行 い、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保 するための適切な役割を果たしております。				
	取締役会(15回開催)	15回出席			
取締役(監査等委員)	監査等委員会(6回開催)	6回出席			
池田裕彦	主な活動内容としては、当社の期待する弁護士としの専門的見地から、各種助言・提言を行い、当社取る 役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための 切な役割を果たしております。				

(注)上記の取締役会以外に、会社法第370条及び当社定款第39条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人アヴァンティア

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額	23, 700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、当社と会計監査人との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目 に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監 査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結 しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用 状況の概要は以下のとおりであります。

① 監査等委員でない取締役(以下、「取締役」という。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制取締役会の諮問機関として外部有識者を主要メンバーとして設立したコンプライアンス委員会に対して、当社の主要案件・主要業務を適宜、報告することにより、外部の牽制を通じて重要事項に対する法務チェックを行う。

また、全社的な法令遵守体制の確立を図るため、業務部門から独立した 内部監査室により、使用人の業務執行状況の監査を行う。そして、当社に おいて、原則3か月に1回開催される、全役職員が出席する全体会議にお いて、代表取締役社長及び担当取締役が法令遵守の重要性を定期的に説明 し、法令遵守体制の全社的な強化・徹底を図る。

また万一、取締役または使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報、相談できる体制を整備する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、そ の保存媒体(文書または電磁的媒体)に応じて適切に保存及び管理するも のとし、また、取締役及び監査等委員である取締役は、その保存媒体を必 要に応じ、閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理は総務部が行うものと し、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。 万一、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長若しくは代表取締 役社長が指名する取締役が総括責任者となり、迅速且つ適切な対応を行い、 損失を最小限に止めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役の職務分担を明確にし、担当職務に関する権限を委譲し、職務執 行の効率化を図る。

当社の経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする取締役によって構成される経営会議において、事前に討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

各取締役は、毎月開催される定時取締役会において担当職務に関する報告を行い、取締役会が、全社的な業務の効率化と方向性の統一を行い、取締役が効率的に職務を執行することのできる環境を整える。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の 適正を確保するための体制
 - イ.子会社の所管業務については、その自主性を尊重しつつ、事業計画 に基づいた施策と効率的な業務遂行、透明性を確保した企業集団のコ ンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制の確立を図るため、当 社経営企画担当取締役が統括管理する。
 - ロ. 子会社に法令違反があると思われる時には、当社経営企画担当取締 役の指示により当社の内部監査室が、当該子会社の監査を実施する。
 - ハ. 重要事項を実施する場合、当社の稟議事項とするとともに、所定の 事項については、その実施前に、当社経営企画担当取締役に報告する。
- ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は取締役会を開催して、監査等委員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を決定する。

また、監査等委員である取締役を補助すべき使用人として選任された使用人は、当該期間中は監査等委員である取締役の指揮命令の下で監査等委員である取締役の補助業務を行うものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制及び その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項及び重要な決定事項、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反、その他必要な重要事項を監査等委員である取締役に報告するものとする。

監査等委員である取締役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して必要事項に関して報告を求めることができ、また、重要と思われる会議に出席することができるものとする。

なお、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

® 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係 る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

⑨ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は定期的に、また必要に応じ、代表取締役社長、会計監査人、顧問弁護士と意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価するために、「内部統制の基本方針書」「内部統制の整備・運用及び評価基本計画書」を定め、必要な業務体制を整える。

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わり を持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士 と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、業務の適正性、効率性を確保している。なお、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社は、2015年10月27日より監査等委員会設置会社に移行している。また、子会社の内部統制管理に関しては、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、子会社の従業員から情報を収集する等子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでいる。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における 当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行 為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・ 向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。 また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様 の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な 関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業 価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループ の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最 終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえ ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された 者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の 大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

イ. 企業価値向上への取組み

当社は、「下水道を中心とした生活インフラの整備を通じて人と社会に貢献していきたい。」という思いから、1967年6月に当社を設立し、「人と地球に優しい、クリーンな環境を未来へ」を基本テーマに、半世紀以上の長きに亘り、上・下水道工事の専門業者として建設業界において事業を行ってまいりました。

当社が所属する建設業界の最近の動向といたしましては、2021年に行われた東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う建設特需が終わり、受注競争が一層熾烈化してきている状況に加え、円安に伴う建設資材価格の高騰並びに労働者不足による労務賃金上昇等により、厳しい経営環境が続いております。

当社の主力事業である建設事業における東京都発注の上・下水道工事におきましても同様に厳しい状況が続いており、特に建設労働者不足の問題に関しましては、少子化が進む状況及び建設業に就労を希望する人がより減少している状況から、施工管理技術者並びに施工を行う労働者共に確保が難しい状況となっており、この課題は続くものと思われます。

今後の当社における企業価値向上への具体的な取組みといたしまし

ては、建設事業におきましては、事業を進めていく上で課題となる、 東京都における上・下水道工事のみの受注に依存する経営リスクへの 対応並びに施工管理技術者及び施工労働者の確保の難しい状況の解消 に向け、当社とは競合しない発注先からの公共事業の施工を中心とし た事業を展開し、かつ優秀な技術、管理技術者等を有する建設会社の 取得(子会社化)に積極的に取り組んでおります。

当社といたしましては、建設事業は経営の核となる事業であり、当該事業における工事売上高及び売上収益の更なる向上を図り、他社との差別化を図るとともに、当社の優位性を高めていくことが最も重要な取組みと考えており、今後も関東圏において土木業種の施工を行う優良な建設会社の取得(子会社化)を積極的に進めてまいります。

不動産事業等におきましては、安定かつ継続的な収益の確保を図る ため、不動産物件の建設・販売及び賃貸事業を今後も継続してまいり ます。

また、当社が独自開発いたしましたOLY機材のリース事業に関しましては、東北・関東圏エリアにおける受注活動を展開した結果、これまでも順調に売り上げを伸ばしており、注文の引き合いに関しましても、施工の効率化によりCO2排出量の低減が図れること、並びに従来型工法のように同じ場所を何度も掘削・埋戻しを行わないことによる資源の削減が「サステナブル」への取組みにも繋がるとの評価を受け、東北・関東圏のほか、中部、近畿、中国・四国、九州圏へと広がりを見せてきております。

当社といたしましては、工事を発注する官公庁での設計において、OLY工法が採用される地域が全国へと広がりを見せてきている状況などから、東北・関東圏における受注・売上高の更なる増加に向けた営業強化を継続するとともに、愛知県に開設いたしました名古屋OLY営業所を基軸とした関東以南エリアにおける販売強化にも注力してまいります。

通信関連事業におきましては、現在のNTT局内の保守・管理事業に加え、関連する工事の施工体制を構築し、業容の拡大を図るとともに、建設事業との相乗効果も模索してまいります。

その他の取組みといたしましては、当社全体の業容の拡大、発展を 図るため、新規事業の開拓にも積極的に取り組んでまいります。

当社は、温暖化等の地球環境の悪化は国際的な問題としてばかりでなく、私たちの身近な問題となっており、特に当社が行う建設事業は、生活に密着したライフラインを守る重要な事業であることから、CO2排出抑制、サステナブル調達、社会課題を解決する新技術への挑戦など、地球環境の課題の解決に向けた活動を通じて社会に貢献してまいりますとともに、策定した中期経営計画に掲げた「数値目標の

達成」並びに「持続的な配当の実施」という目標の実現に向けて真摯に取組み、当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

ロ、コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「建設業を通じて人と社会に貢献する。」という企業理念のもとに社会に貢献することを目指しておりますが、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性及び健全性を確保することが重要であると考えており、以下のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制システムの整備を行っております。・コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の知見を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っております。

また、必要に応じ会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換 を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合 性をもって実行されているかをチェックしております。

監査等委員でない業務執行取締役は6名であり、任期は1年であります。会長、社長は協力して全社を統括・管理しており、その他の4名の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しております。

取締役会は、業務執行取締役6名と監査等委員である取締役3名で 構成されており、原則月1回、また、必要に応じ随時開催され、経営 の基本方針等の重要な事項を審議・決定するとともに、各取締役の職 務執行状況及び各部門の業務推進状況を相互に監視しております。

また、取締役会とは別に毎週1回、業務執行取締役6名で経営会議 を開催し、当社を取り巻く経営環境の分析や経営方針の検討、各事業 の進捗状況などについて意見交換を行い、情報の共有に努めておりま す。

一方、幹部社員に対しては、当社の経営方針・経営戦略に対する理解を徹底させるため、また同時に、週単位での各部署の業務進捗状況の把握のため、毎週1回、部長職以上の社員による部長会を開催しており、その会議には、経営会議のメンバーである各取締役も出席しております。

さらに、一般社員に対しては、各四半期の決算短信発表時に合わせて、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、各四半期

の業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を 図っております。

これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会 社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守し、事業目標の達 成に向けて邁進しております。

・内部統制システムの整備

当社は、事業活動を行うに際して、まず、当社事業に関連する各種 法令等の遵守を第一前提とし、そのうえで事業目的を達成するために、 業務を有効的かつ効率的に行い、また、その事業活動の結果を正しく 財務情報として報告することが重要であると認識しており、それらを 実現するために内部統制システムを構築しております。

内部統制システムにおいては、当社の事業活動に関して、まず、現 状の統制環境を確認し、そのうえで各事業の実行に伴うリスクを分析 し、そのリスクに対する対応を通じて統制活動を行い、また、これら の活動内容が全社的に情報として伝達されるように制度化しておりま す。

特に、財務報告の信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部 統制の基本方針書並びに内部統制整備・運用及び評価基本計画書を策 定して、財務報告に関する正確性を高めております。

また、内部統制システムに対するチェック機関といたしまして、監査等委員である取締役及び内部監査人が連携して、内部統制システムが有効に機能しているかを随時監視しております。

当社は、これらの活動を通じて、当社の行う各事業に対する内部統制を徹底しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(当社株式等の大規模買付行為に関する対応策)

イ. 目的

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下「本対応策」といいます。)は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記①に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

口. 概要

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守

すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗 措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が 発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示するこ とにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さな い当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行 うものです。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。なお、現在の独立委員会の委員には、監査等委員である社外取締役3名が就任しております。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイト https://www.ohmori.co.jpのIR情報に掲載しております。2022年9 月28日付開示資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買 収防衛策)の継続について」をご参照ください。

④ 本対応策に対する当社取締役会の判断及び判断に係る理由

当社株式等に対する大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合、株主の皆様が、当社の経営資源その他企業価値を構成する多様な要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは容易ではないと思われます。本対応策は、当社株式等に対する大規模買付行為が予見された場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が検討を行うために必要な情報や期間を確保することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としております。

本対応策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・ 向上させる目的をもって継続しているものであり、基本方針に合致したも のであると当社取締役会は判断しております。

本事業報告は、次により記載しております。

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年7月31日現在)

		,	(単位,十円)
科 目	金 額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10, 395, 316	流動負債	2, 194, 426
現金及び預金	2, 398, 166	工事未払金	380, 591
受取手形・完成工事未収入金等	2, 648, 210	短 期 借 入 金	346, 593
未成工事支出金	127, 145	未 払 金	28, 882
不動産事業等支出金	21, 610	未払法人税等	73, 524
販売用不動産	5, 115, 026	未成工事受入金	1, 070, 344
貯 蔵 品	30	賞 与 引 当 金	108, 166
その他	85, 777	役員賞与引当金	19, 411
貸倒引当金	△649	完成工事補償引当金	17, 528
固定資産	1, 011, 180	その他	149, 383
有 形 固 定 資 産	714, 182	固定負債	4, 067, 333
建物・構築物	146, 534	長期借入金	4, 008, 946
機械・運搬具	95, 403	役員退職慰労引当金	13, 770
土 地	472, 244	資産除去債務	13, 766
無形固定資産	38, 947	そ の 他	30, 850
のれん	37, 502		6, 261, 759
その他	1, 444	(純資産の部)	0, 201, 755
投資その他の資産	258, 050	株主資本	5, 065, 355
長期貸付金	3, 163		3, 003, 333
固定化営業債権	1, 837		
保険積立金	8, 000	資本剰余金	939, 423
退職給付に係る資産	65, 851	利益剰余金	1, 178, 883
繰延税金資産	43, 152	自己株式	△54, 216
その他	177, 209	新株予約権	79, 381
貸倒引当金	△41, 164	純 資 産 合 計	5, 144, 737
資産合計	11, 406, 497	負債・純資産合計	11, 406, 497

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年8月1日から) 2023年7月31日まで)

科	Ħ	金	額
売 上	高		
完 成	工 事 高	4, 410, 061	
不 動 産 事	業 等 売 上 高	1, 265, 749	
通信関	連売上高	373, 116	
その他	の 売 上 高	5, 098	6, 054, 025
売 上	原 価		
完 成 工	事 原 価	3, 763, 281	
不 動 産 事 業	等売上原価	994, 195	
通 信 関	連 原 価	282, 351	
その他の	売 上 原 価	336	5, 040, 164
売 上 総	利 益		
完 成 工	事総利益	646, 779	
不 動 産 事	業 等 総 利 益	271, 554	
通信関	連総利益	90, 765	
その他の	売 上 総 利 益	4, 761	1, 013, 860
販売費及び一	- 般 管 理 費		562, 125
営業	利 益		451, 735
営 業 外	収 益		
受 取 利 息	及 び 配 当 金	590	
未 払 配 当	金除斥益	1, 123	
	産 売 却 益	39, 357	
	の他	4, 696	45, 767
営 業 外	費用		
支 払	利 息	30, 436	
貸倒引当	金繰入額	33, 493	
_	の他	80	64, 010
経常	利 益		433, 492
特別	損失		
減損	損 失	16, 152	16, 152
	当期純利益		417, 340
法人税、住民和		107, 328	
法 人 税 等	調 整 額	16, 772	124, 100
当 期 純	利 益		293, 239
親会社株主に帰属	する当期純利益		293, 239

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から) (2023年7月31日まで)

	_								
				株	主 資	本		新株予約権	純資産合計
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	材17本 17市37世	純貝圧口 司
当連結会計年度期首残高	2,	779,	466	717, 624	960, 424	△54, 073	4, 403, 442	78, 277	4, 481, 719
当連結会計年度変動額									
剰余金の配当					△74, 780		△74, 780		△74, 780
新 株 の 発 行		221,	799	221, 799			443, 598		443, 598
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益					293, 239		293, 239		293, 239
自己株式の取得						△143	△143		△143
株主資本以外の項目 の当連結会計年度変 動 額 (純 額)								1, 104	1, 104
当連結会計年度変動額合計		221,	799	221, 799	218, 459	△143	661, 913	1, 104	663, 017
当連結会計年度末残高	3,	001,	265	939, 423	1, 178, 883	△54, 216	5, 065, 355	79, 381	5, 144, 737

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借 対照表

(2023年7月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9, 125, 900	流動負債	1, 657, 623
現金及び預金	1, 492, 134	工事未払金	245, 985
受 取 手 形	15, 988	短期借入金	322, 593
完成工事未収入金等	2, 283, 266	未 払 金	27, 902
未成工事支出金	118, 790	未 払 費 用	35, 774
不動産事業等支出金	21, 610	未払法人税等	25, 804
販売用不動産	5, 115, 026	未払消費税等	6, 471
貯 蔵 品	15	賞与引当金	81, 214
短期貸付金	2, 542	役員賞与引当金	10, 811
前払費用	42, 489	未成工事受入金	843, 048
立 替 金	22, 604	預 り 金 完成工事補償引当金	32, 478 17, 528
その他	12, 082	元成工事備順列 ヨ 金	8, 009
貸倒引当金	△649	固定負債	4, 001, 563
固定資産	1, 524, 087	長期借入金	3, 956, 946
■ 有形固定資産	681, 384	長期預り保証金	30, 850
建物・構築物	129, 843	資産除去債務	13, 766
機械・運搬具	9, 545	負 債 合 計	5, 659, 186
工具器具・備品	82, 600	(純資産の部)	
土 地	459, 394	株主資本	4, 911, 420
無形固定資産	240	資本金	3, 001, 265
投資その他の資産	842, 462	資本剰余金	939, 423
関係会社株式	620, 143	資本準備金	402, 947
長 期 貸 付 金	2, 988	その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	536, 476 1, 024, 948
固定化営業債権	1, 837	利益準備金	1, 024, 948
破産更生債権等	38, 277	その他利益剰余金	971, 463
前払年金費用	65, 851	繰越利益剰余金	971, 463
繰 延 税 金 資 産	25, 411	自己株式	△54, 216
そ の 他	129, 117	新株予約権	79, 381
貸倒引当金	△41, 164	純 資 産 合 計	4, 990, 802
資 産 合 計	10, 649, 988	負債・純資産合計	10, 649, 988

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年8月1日から) 2023年7月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	2, 736, 230	
不 動 産 事 業 等 売 上 高	1, 265, 749	
その他の売上高	5, 098	4, 007, 078
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	2, 340, 302	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	994, 195	
その他の売上原価	336	3, 334, 833
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	395, 928	
不 動 産 事 業 等 総 利 益	271, 554	
その他の売上総利益	4, 761	672, 244
販売費及び一般管理費		405, 640
営 業 利 益		266, 603
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	65, 347	
未払配当金除斥益	1, 123	
固定資産売却益	39, 357	
そ の 他	4, 103	109, 931
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29, 914	
貸倒引当金繰入額	33, 493	
そ の 他	50	63, 458
経 常 利 益		313, 077
特別 損 失		
減 損 損 失	16, 152	16, 152
税引前当期純利益		296, 924
法人税、住民税及び事業税	38, 814	
法 人 税 等 調 整 額	22, 364	61, 179
当期 純利 益		235, 745

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から) (2023年7月31日まで)

	株主資本										
		資本剰余金				可益剰余金	Ž				
	資本金	資本	その他資本	資本 剰余金	利益	その他 利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
		準備金	龍金 剰余金 **		準備金	繰越 利益 剰余金	合計				
当期首残高	2, 779, 466	181, 148	536, 476	717, 624	46, 007	817, 975	863, 983	△54, 073	4, 307, 000	78, 277	4, 385, 278
当期変動額											
剰余金の配当					7, 478	△82, 258	△74, 780		△74, 780		△74, 780
新株の発行	221, 799	221, 799		221, 799					443, 598		443, 598
当期純利益						235, 745	235, 745		235, 745		235, 745
自己株式の取得								△143	△143		△143
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		·								1, 104	1, 104
当期変動額合計	221, 799	221, 799	_	221, 799	7, 478	153, 487	160, 965	△143	604, 419	1, 104	605, 523
当期末残高	3, 001, 265	402, 947	536, 476	939, 423	53, 485	971, 463	1, 024, 948	△54, 216	4, 911, 420	79, 381	4, 990, 802

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社大盛工業

2023年9月27日

取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 加 藤 大 佑業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大盛工業の2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大盛工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程に おいて、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要 な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重 要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結 計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の ない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運 用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任が ある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見着りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存 続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定 を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害 要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社大盛工業

2023年9月27日

取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 加 藤 大 佑業務執行社員 公認会計士 加 藤 大 佑

指定社員 公認会計士 染 葉 真 史業務執行社員 公認会計士 染

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大盛工業の2022年8月1日から2023年7月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 トの見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定 を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害 要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監查報告書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する 取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報 告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査 を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されてい る会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは当該基本方針に沿ったもので あり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員 の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認め ます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認め ます。

2023年9月28日

株式会社大盛工業 監査等委員会 監査等委員 熊 谷 恵 佑 監査等委員 三 浦 暢 之 監査等委員 池 田 裕 彦

(注)監査等委員熊谷恵佑及び三浦暢之並びに池田裕彦は、会社法第2条第15号及び 第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 剰余金処分の件

当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。

近時の業績を勘案し、また、名古屋OLY営業所の開設記念配を含め、期末配 当金につきましては以下のとおりとさせていただきたく存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 8円 総額 140,042,272円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日(支払開始日) 2023年10月26日(木)

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

現在の取締役(監査等委員であるものを除く。以下、本議案で取締役という。)6名全員が、本総会終結の時を以て任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	が を 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
	福 井 龍 一 (1955年2月21日) 【 再 任 】	1977年4月 当社入社 1993年11月 当社土木部工事課長 2003年4月 当社土木部技師 2004年10月 当社取締役土木部技師 2006年4月 当社取締役土木部長 2011年3月 当社取締役土木本部長 2018年9月 井口建設株式会社取締役 2020年7月 同社代表取締役会長(現任)	
1	取締役候補者とした理由	当社入社以来、土木事業に従事し、上・下水 道事業に関する豊富な経験と知識を有しており、取締役土木部長就任後は、土木部門を統 括管理し、土木事業の拡大及び効率化を実現 いたしました。社長就任後は当社グループの 業容の拡大を目指し、各事業を継続的に発展 させるための経営戦略の策定を積極的に行っ ております。また、子会社である井口建設株 式会社の代表取締役会長としても、同社の経 営方針の策定及び経営指導に当たっておりま す。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役 候補者といたしました。	30, 578株

候補者番 号	が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	では、 ぐら のば ひ音 山 口 伸 廣 (1948年7月24日) 【 再 任 】	1970年5月 大道建設株式会社代表取締役 1993年2月 桜木建設株式会社代表取締役 1998年3月 ヒューネット建設株式会社代表取締役 1998年6月 株式会社ヒューネット(現 株式会社RISE)取締役 2007年8月 株式会社総合企画代表取締役 2010年4月 学校法人さいたま学園(現 学校法人山口総合学園)理事長(現任) 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役不動産本部長 2017年2月 山口文化財団株式会社代表取締役(現任) 2021年10月 当社取締役会長(現任)	17, 451株
	取締役候補者とした理由	不動産業界及び会社経営の豊富な知識と経験により、当社入社以来、不動産事業を推進し、独特の経営センスにより事業チャンスを瞬時に捉え、事業として確立させ、当社業績に寄与しております。また、取締役会長就任後は、当社グループの業容拡大と企業価値向上を図るため、積極的に各種提言を行っております。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番 号	ふりがる 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	、	2001年3月 キャピタル建設株式会社入社 2002年7月 株式会社ウィークリーセンター 代表取締役 2003年5月 有限会社オフィスケーエム取締 役 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役OLY推進部長 2011年12月 当社取締役OLY本部長(現任) 2021年10月 当社取締役土木副本部長(現任)	
	取締役候補者とした理由	当社入社以来、当社独自技術であるOLY事業を指揮し、新たに名古屋OLY営業所を開設させ、更なるOLYの普及拡大を果たし当社業績に寄与しております。また、当社事業に関する各種経営指標の分析を通じて、当社の経営状況を適確に把握し、取締役間の情報の共有化を図っております。また、土木副本部長就任後は、土木本部長を補佐し、土木事業の拡大及び業務の効率化に努めております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。	42, 378株

候補者番 号	が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	織 苗 隆 (1957年2月23日) 【 再 任 】	1981年4月 株式会社大成土木入社 1987年4月 当社入社 1995年11月 当社神戸支店土木部長 1997年4月 当社神戸支店支店長 2000年4月 当社関西支店支店長 2012年8月 当社執行役員土木副本部長 2015年10月 当社取締役土木副本部長 2018年1月 株式会社山栄テクノ代表取締役 社長 2021年6月 港シビル株式会社代表取締役社 長(現任)	18, 611株
	取締役候補者とした理由	当社入社以来、土木事業に従事しており、執行役員土木副本部長就任後は、新たな工法であるDO-Jet工法を導入・推進し、当社土木事業の業績に寄与しております。また、子会社である港シビル株式会社の代表取締役社長として、同社の業容拡大を図っており、また、当社の土木本部長として当社土木部門を統括するとともに、当社グループの土木事業の連携及び発展に努めております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番 号	が 名 氏 名 (生年月日)	略歴、地位	立、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
	が かり きつ D.5 及 川 光 広	1985年4月 2003年9月	当社入社 株式会社イメージクエストイン タラクティブ経営企画部マネー ジャー	
		2007年3月	株式会社ビック東海(現 株式 会社TOKAIコミュニケー ションズ)監査室主事	
		2012年4月	同社コンプライアンス推進部課 長	
	(1962年7月4日) 【 再 任 】	2015年1月	当社入社経理部長	
	I ++ II]	2018年1月	株式会社山栄テクノ監査役	
		2020年8月	当社執行役員経営管理本部長	
5		2021年4月	井口建設株式会社監査役(現 任)	
		2021年6月	港シビル株式会社監査役(現 任)	
		2021年10月	当社取締役経営管理本部長(現 任)	7,627株
	取締役候補者とした理由	務面スまはをお会てす体全がま務しまび、た営事では、統りはおいるととは、たどは、たどは、たどは、たどは、たどは、たどは、は、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と	来、経理、財務の両面において業 るとともに、企業ガバナンスの側 重提言を行い、当社の内部統制シ 動的に運用されるよう努めており 執行役員経営管理本部長就任後 登理、経営企画の全ての事務部門 社社的な事務の合理化を実現して さらに子会社である井口建設株式 とどル株式会社の監査役に就任し 社の経営全般を監督しておりま な締役就任後は、当社グループの共通化、効率化を通じて、当社 養績の継続的発展に努めておりま は も り実績を踏まえ、引き続き取締役 としました。	

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
	着 嬌 笼 弦 (1972年3月26日) 【 再 任 】	1994年4月 株式会社ヒューネット (現 株式会社R I S E) 入社 1998年4月 ヒューネット建設株式会社入社 2000年7月 キャピタル建設株式会社入社 2002年1月 株式会社ウィークリーセンター 入社営業部長 2020年10月 当社入社執行役員事業開発部長 2021年5月 当社執行役員事業開発本部長 2021年10月 当社取締役事業開発本部長(現任) 2021年10月 株式会社東京テレコムエンジニアリング取締役(現任)	
6	取締役候補者とした理由	不動産物件の購入、販売、賃貸管理で培った 不動産事業の経験、ノウハウを基に、当社入 社以来、不動産事業、太陽光発電事業を推進 しております。また、子会社である株式会社 東京テレコムエンジニアリングの取締役とし て、同社の通信関連事業の新規分野への進出 等を通じて、同社の業容拡大を図っておりま す。さらに取締役事業開発本部長就任後は、 当社グループの土木事業と不動産事業の融合 を通じて全社的に効率のよい事業運営の実現 と発展に精力的に取り組んでおります。これ らの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者と いたしました。	17, 265株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合、保険金の支払限度額の範囲内で損害賠償金及び争訟 費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

なお、各候補者が原案のとおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者 となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を 予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名全員が、本総会終結の時を以て任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	・ が 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	《*	2007年12月新日本有限責任監査法人入社2011年4月武内公認会計士事務所入所2012年11月株式会社東京アカデミー入社2015年7月株式会社東京コンサルティングファームカンボジアオフィス入社2018年1月Asia Alliance partner Co., Ltd. 入社2019年7月熊谷公認会計士事務所代表(現任)2019年7月Sincere Accounting Consulting Asia Co., Ltd. 代表取締役(現任)2020年10月株式会社シンシア会計コンサルティングジャパン代表取締役(現任)2021年10月当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0 株
	社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割	熊谷恵佑氏は、財務・会計に関する豊富な経験とコンサルティング業務を通じて幅広い見識を有しておられることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任を引き続きお願いすることといたしました。なお、同氏の本総会終結時の社外取締役在任期間は、2年であります。	

候補者番 号	ふりがる 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	 意 補 暢 之 (1953年12月31日) 【 再 任 】 【 社 外 】 【 独 立 役 員 】 	1981年7月 公認会計士第三次試験合格 1983年1月 公認会計士三浦暢之事務所代表 (現任) 1988年12月 当社監査役 2015年10月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 2020年1月 TIS税理士法人代表社員(現 任)	
	社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割	三浦暢之氏は、財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任を引き続きお願いすることといたしました。なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の本総会終結時の社外取締役在任期間は、8年であります。	762株
	 地 田 裕 彦 (1981年3月10日) 【 再 任 】 【 社 外 】 【 独 立 役 員 】 	2009年12月 最高裁判所司法研究所修了 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 港国際法律事務所(現 弁護士 法人港国際法律事務所)入所 2011年10月 当社監查役 2015年1月 地田裕彦法律事務所代表(現 任) 2015年10月 当社社外取締役(監查等委員) (現任)	
3	社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割	池田裕彦氏は、弁護士として法律に精通しており、法務全般に関する充分な見識と豊富な経験を有しておられることから、社外取締役としての適宜助言を行っていただくことを期待し、選任を引き続きお願いすることといたしました。なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の本総会終結時の社外取締役在任期間は、8年であります。	10株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2. 候補者3氏は、社外取締役候補者であります。
- 3. 責任限定契約の内容の概要

当社は3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任の限度額を法令の定める額に限定する契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合は、当社は3氏との間で当該契約を継続する予定です。

4. 当社は、各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合、保険金の支払限度額の範囲内で損害賠償金及び争訟 費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

なお、各候補者が原案のとおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者 となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を 予定しております。

- 5. 三浦暢之氏及び池田裕彦氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
- 6. 当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますよう お願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手 数ながら、議決権行使書 用紙を会場受付へご提出 ください。

株主総会開催日時

2023年10月25日 (水曜日) 午前10時



書面(郵送)により議決権を 行使する方法

議決権行使書用紙に各議 案の賛否をご表示のう え、ご返送ください。

行使期限

2023年10月24日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで



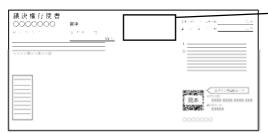
インターネットにより議決権を 行使する方法

次ページの案内に従っ て、議案の賛否をご入力 ください。

行使期限

2023年10月24日 (火曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



「議決権行使書はイメージです」

→こちらに議案の替否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「替 | の欄に〇印
- ・反対する場合 >> 「否 | の欄に○印

第2、3号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「替 | の欄に○印
- ・全員反対する場合>> 「否 | の欄に○印
- ・一部の候補者に >> 「替 | の欄に○印 をし、反対する候補 反対する場合 者の番号をご記入く ださい。

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行 使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされ た場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書用紙)またはインターネットによる議決権行使のお手続きは いずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQR コードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力 ください。



QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合 は、右記にお問い合わせください。

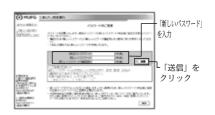
ログイン | D・仮パスワードを <u>入力する方法</u>

議決権行使 ウェブサイト https://evote. tr. mufg. jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてく ださい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログイン $ID \cdot (R)$ を入力しクリック



3 新しいパスワードを登録する

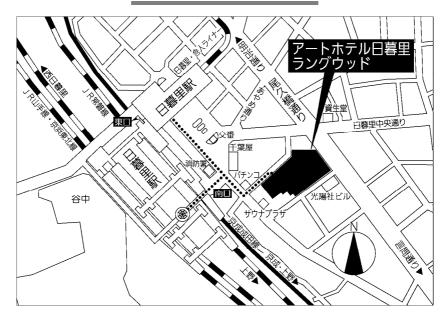


4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力 ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

株主総会会場ご案内図



アートホテル日暮里 ラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234 (代)

交通: JR日暮里駅、京成日暮里駅南口改札徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使のQUOカード及び総会お土産配布の取りやめについて

本総会の議決権行使をされた株主様へのQUOカードの配布及びお土産の配布は取りやめさせていただいております。

